

千葉県報

定例
平成22年8月24日

主要目次

- 国定公園の公園事業の決定
- 千葉県水土保全強化対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 都市計画用途地域の変更
- 都市計画新住宅市街地開発事業の変更
- 道路区域の変更(三件)
- 千葉県収入証紙売りさばき人の指定
- 千葉県収入証紙売りさばきの廃止

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要
- 土地改良区役員の退任及び就任(二件)
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧
- 都市計画用途地域の関係図書の縦覧
- 都市計画高度地区の関係図書の縦覧
- 都市計画新住宅市街地開発事業の関係図書の縦覧
- 都市計画公園の関係図書の縦覧
- 水道局公告
- 給水装置工事の指定給水装置工事業業者の指定
- 給水装置工事の指定給水装置工事業業者の事業の廃止

告示

千葉県告示第六百十三号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第九条第二項の規定により、南房総国定公園に関する公園事業を次のとおり決定した。

その関係図書は、千葉県環境生活部自然保護課において縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業の名称	事業の種類	事業の位置	決定年月日
鵜原海水浴場	水泳場	勝浦市(鵜原)	平成二十二年八月二十

千葉県水土保全強化対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年八月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第六百十四号

千葉県水土保全強化対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県水土保全強化対策事業補助金交付要綱(平成十八年千葉県告示第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「土地改良施設管理指導事業、土地改良換地等促進事業及び土地改良相談等事業」を「土地改良施設管理円滑化事業及び土地改良換地等強化事業」に改める。

別表第一土地改良施設管理指導事業の項種目の欄中「土地改良施設管理指導事業」を「土地改良施設管理円滑化事業」に改め、同項経費の欄各号を次のように改める。

一 管理円滑化事業推進委員会の設置

二 土地改良施設の診断及び管理指導

三 土地改良区等役員研修

四 地域住民等連携事業

五 土地改良事業に関する苦情・紛争対策及び非補助土地改良事業推進支援(以下「管理事業等支援事業」という。)

別表第一土地改良換地等促進事業の項種目の欄中「土地改良換地等促進事業」を「土地改良換地等強化事業」に改め、同項経費の欄第一号中「であって、」の下に「農地利用集積及び」を加え、同号イからハまでを次のように改める。

イ 換地等強化事業推進委員会の設置

ロ 換地技術者等及び換地事務量の把握等

ハ 換地技術者等に対する研修、換地事務指導、換地関係異議紛争処理対策及び交換

分合の啓発普及(以下「換地事務等総合強化対策」という。)

別表第一中土地改良相談等事業の項を削る。

別表第二事業種目の新設、中止又は廃止以外の変更の項下欄中各号を次のように改める。

一 土地改良施設管理円滑化事業に関する業務に係る経費及び土地改良換地等強化事業

に関する業務に係る経費間の増減

二 次に掲げる事業に関する業務に係る経費のそれぞれの間の三十パーセントを超える増減

イ 管理円滑化事業推進委員会の設置

ロ 土地改良施設の診断及び管理指導

一

二

三

四

五

六

七

八

九

- ハ 土地改良区等役職員研修
- ニ 地域住民等連携事業
- ホ 管理事業等支援事業

三 次に掲げる事業に関する業務に係る経費のそれぞれの額の三十分の一を超えない増減

- イ 換地等強化事業推進委員会の設置
- ロ 換地技術者等及び換地事務量の把握等
- ク 換地事務等総合強化対策
- ニ 農用地利用集積の検討及び指導

別記様式第2号「(1)土地改良施設管理指導事業」および「(1)土地改良施設管理円滑化事業」並びに「(2)土地改良換地等促進事業」および「(2)土地改良換地等強化事業」

- 「(3)土地改良相談等事業」
 - ア 土地改良事業に関する苦情・紛争等対策 別紙4のとおり
 - イ 非補助土地改良事業等推進支援 別紙5のとおり
 - ウ 換地関係異議紛争処理対策 別紙6のとおり
- 3 経費の配分
- 「 3 経費の配分 単位：千円」

1 土地改良施設管理指導事業費 (1)土地改良施設の診断・管理指導費 (2)土地改良施設維持管理適正化事業に関する業務に係る経費				
2 土地改良換地等促進事業費 (1)換地業務調整・指導費 (2)換地技術者等研修費 (3)農地利利用集積推進対策費 (4)交換分合推進費				
3 土地改良相談等事業費 (1)土地改良事業に関する苦情・紛争対策費 (2)非補助土地改良事業等推進支援費 (3)換地関係異議紛争処理対策費				

1 土地改良施設管理円滑化事業 (1)管理円滑化事業推進委員会の設置費				
--	--	--	--	--

(2)土地改良施設の診断・管理指導費 (3)土地改良区等役職員研修費 (4)地域住民等連携支援事業費 (5)管理事業等支援事業費				
2 土地改良換地等強化事業 (1)換地等強化事業推進委員会の設置費 (2)換地技術者等及び換地事務量の把握等に係る経費 (3)換地事務等総合強化対策費 (4)農地利利用集積推進対策費 (5)交換分合推進費				

土地改良施設管理指導事業	土地改良施設管理円滑化事業				
土地改良換地等促進事業					
土地改良相談等事業					

土地改良換地等強化事業					
-------------	--	--	--	--	--

※ 別記様式第1号「年度土地改良施設管理指導事業計画」および「年度土地改良施設管理円滑化事業計画」並びに「管理指導事業推進委員会」および「管理円滑化事業推進委員会」

開催月日	開催場所	講師		参加者数等	備考
		氏名	所属		

開催月日	開催場所	講師		参加者数等	備考
		氏名	所属		

4 地域住民等連携事業計画					
貸出器具名	予定用数量	貸出し予定回数	貸出し回数	備考	

--	--	--	--	--	--

事例調査予定地区名	主な活動予定	参加予定団体	備考
-----------	--------	--------	----

ペンフレット整備予定数量			
配付予定土地改良区名	主な活動内容について	参加予定団体	備考

5 管理事業等支援事業計画

(1) 土地改良事業に関する苦情・紛争対策

所	属	相談指導員名

イ 苦情・紛争対策専門家委嘱

区	分	氏	名
弁	護	士	
公	認	会	士
			回

ウ 相談開催予定回数

(2) 非補助土地改良事業推進支援

ア 融資拡大連絡会議

(ア) 参加者の氏名等

氏	名	所	属	及	び	役	職	名

(イ) 開催計画等

区	分	開催予定年月日	参加者予定数	検	討	内	容	等
第	回		名					

イ 土地改良区担当者会議等

(ア) 担当者会議

主たる会議名	開催予定日	開催場所	議題(テーマ)	参加者予定数等	備考
	月		改良区数	人	数

(イ) 担当者研修会

主たる研修会名	開催予定日	開催場所	研修テーマ	参加者予定数等	備考
	月		改良区数	人	数

ウ 啓発普及活動

(ア) ペンフレットの作成

ペンフレットの種類 (テーマ)	作成予定数	配布				先
		改良区	農協	市町村	その他	

注

- 標準ペンフレットを活用する場合は、ペンフレットの種類(テーマ)欄に(標)と記載すること。
- 配布先欄には枚数を記載すること。

(イ) 現地における啓発指導

区	分	実施予定年月日	実施テーマ	同行予定者数	巡回指導対象先名称
第	回			名	国県道事業地区該当の有無

※ 「区県道事業地区」中「年度 土地改良換地等促進事業計画」や「年度 土地改良換地等強化事業計画」は「換地等促進事業推進委員会」や「換地等強化事業推進委員会」

ウ

換地計画作成研修	
換地計画指導者実務研修	
換地実務実務研修	
農地連担化促進研修	

換地計画実務研修	
換地委員等実務研修	

「4 農地利用集積推進対策」

「4 換地関係異議紛争処理対策」

(1) 台帳の作成

新たに作成する地区数	地区
------------	----

(2) 専門委員会の構成

機 関 名	役 職 名	専門委員会の開催	
		時 期	回 数

(3) 訴訟検討会の開催

ゾ	ロ	ツ	ク	名	開 催 予 定 時 期

5 交換分合の啓発普及

計 画 内 容

6 農地利用集積推進対策

「(1) 千葉県農業集積推進対策」及び「(2) 農地利用集積推進対策」の推進状況について記載すること。」

2 交換分合に係る研究

計 画 内 容

「(1) 交換分合実施主体に対する助言等」及び「(2) 交換分合実施主体に対する助言等」について、「(3) 交換分合の啓発」及び「(4) 交換分合の啓発」について記載すること。」

千 葉 県 農 業 集 積 推 進 対 策

「土地改良施設管理指導事業」

「土地改良施設管理円滑化事業」

土地改良換地等促進事業				

土地改良換地等強化事業				

「(1) 土地改良施設管理指導事業」及び「(1) 土地改良施設管理円滑化事業」について、「別紙1」に準じて進行状況」及び「別紙1」に準じて遂行状況」について記載すること。」

「(2) 土地改良換地等促進事業

(別記第1号様式の別紙2及び別紙3に準じて進行状況を記載すること。)

(3) 土地改良相談等事業

ア 土地改良事業に関する苦情・紛争等対策

(別記第1号様式の別紙4に準じて進行状況を記載すること。)

イ 非補助土地改良事業等推進支援

(別記第1号様式の別紙5に準じて進行状況を記載すること。)

ウ 換地関係異議紛争処理対策

(別記第1号様式の別紙6に準じて進行状況を記載すること。)

「(2) 土地改良換地等強化事業

(別記第1号様式の別紙2及び別紙3に準じて遂行状況を記載すること。)

千 葉 県 農 業 集 積 推 進 対 策

「(1) 土地改良施設管理指導事業

別紙7のとおり

(2) 土地改良換地等促進事業

別紙8、別紙9及び別紙10のとおり

(3) 土地改良相談等事業

ア 土地改良事業に関する相談等の助言・指導

イ 換地関係異議紛争処理対策

「(1) 土地改良施設管理円滑化事業

別紙1のとおり

(2) 土地改良換地等強化事業

ア 千葉県土地改良事業団体連合会の行う事業

イ 別紙2、別紙3及び別紙4のとおり

ウ 千葉県農業会議の行う事業

別紙5のとおり

1 土地改良施設管理指導事業費

(1) 土地改良施設の診断・管理指導費

(2) 土地改良施設維持管理適正化事業に関する業務に係る経費

2 土地改良換地等促進事業費

(1) 換地業務調整・指導費

(2) 換地技術者等研修費

(3) 農地利用集積推進対策費

(4) 交換分合推進費

3 土地改良相談等事業費

(1) 土地改良事業に関する苦情・紛争対策費

(2) 非補助土地改良事業等推進支援費

(3) 換地関係異議紛争処理対策費

--	--	--	--	--	--

1 土地改良施設管理円滑化事業

(1) 管理円滑化事業推進委員会の設置費

(2) 土地改良施設の診断・管理指導費

(3) 土地改良区等役職員研修費

(4) 地域住民等連携支援事業費

(5) 管理事業等支援事業費

2 土地改良換地等強化事業

(1) 換地等強化事業推進委員会の設置費

(2) 換地技術者等及び換地事務量の把握等に係る経費

(3) 換地事務等総合強化対策費

(4) 農地利用集積推進対策費

(5) 交換分合推進費

--	--	--	--	--	--

「土地改良施設管理」
「土地改良換地等強化事業」

土地改良施設管理 指導事業	「土地改良施設管理」 円滑化事業				
土地改良換地等促進事業					
土地改良相談等事業					
土地改良換地等強化事業					

「回覧記録簿」中「年度 土地改良施設管理指導事業実績報告書」
「年度 土地改良施設管理円滑化事業実績報告書」
「管理指導事業推進委員会」
「管理円滑化事業推進委員会」

開催月日	開催場所	講師	師	等	参加者数等	備考
		課目	時間数	所属	氏名	改良区数 人数

開催月日	開催場所	講師	師	等	参加者数等	備考
		課目	時間数	所属	氏名	改良区数 人数

5 地域住民等連携事業

貸出した用具名	用具名等	貸出した土地改良区数	貸出し回数	備考

注 当該年度に貸出し実績がない場合であっても、用具名は記載すること。

事例調査地区名

事例調査地区名	主な活動内容について	参加団体	備考

ペンレット整備数量

配付対象土地改良区名	主な活動内容について	参加団体	備考

6 管理事業等支援事業

(1) 土地改良事業に関する苦情・紛争対策

ア 相談指導員等

所属	相談指導員名

イ 苦情・紛争対策専門家委嘱

区分	氏名	名
弁護士		
公認会計士		

ウ 相談開催回数

エ 相談事案別件数

事案分類	件数	処理方法（最終処理）	備考
		文書回答 面接 現地指導	

別紙4

農地利用集積推進対策推進地区調書

千葉県土地改良事業団体連合会

整理番号	地区名	関係する土地改良区等名	担い手の占める割合(%)
地区面積(ha)	農家戸数	担い手数	担い手の占める割合(%)
担い手(農家で無)場合の営農組合等の名称等			
農家戸数	田	畑	合計
農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定による農地利用集積計画の作成の有無			
指導開始年度	指導完了(予定)年度	申出年月日	計画年数
指導開始年度	指導完了(予定)年度	指導予定年数	専門指導員名
事業開始時	地区の農地面積(ha)	担い手の農地面積(ha)	担い手の農地集積率(%)
初年度末			
2年度末			
3年度末			
本地区の概要			
本地区の(ば)場整備等基盤整備事業の実施状況		課題	
事業名			
事業主体名			
実施年度			
地区面積(ha)			
事業完了後の担い手の農地面積(ha)			
事業完了後の担い手の農地集積率(%)			
土地改良区等が行う土地利用調整等の活動を支援するソフト事業の実施状況			
事業名			
事業主体名			
実施(予定)年度			
事業内容			
調書作成者氏名	調書作成年月日	修正年月日	

「年度土地改良地等促進事業実績報告書」の「年度土地改良地等強化事業実績報告書」の「

「1 交換分合実務研修等

種類	開催日	開催箇所数	参加者数(実人数)			合計
			農業者	土地改良区	市町村	
研修						
講習						

「2 交換分合に係る研究
実施内容

「3 交換分合実施主体に対する助言等

「1 交換分合実務研修及び講習の実施状況

種類	開催日	開催回数	開催者数(内訳)				合計
			農業者	土地改良区	市町村	その他	
研修							
講習							

「2 交換分合の実施をしている又は実施を予定している地元の事業主体に対する助言・指導等

「4 交換分合の啓発

パンフレット等作成配布

パンフレット等啓発資料名	配布回数	配布数	備考
その他、情報交換、意向調査等			
実施内容			
その他の活動内容			

注

- 上記3の実施回数は全対象地区の累計で記載すること。
- 上記4のパンフレット等の配布回数は市町村等に配布した回数を、配布数は実際に配布した数を記載し、配布されたパンフレットを一部添付すること。

「3 啓発普及

パンフレット等啓発資料名	発行回数	配付数	備考

「 同様式別紙十を同様式別紙五と同一同様式別紙十一及び別紙十二を削る。」

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 成田成東線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
山武市松尾町 金尾字野中下 六九番一地先 から六九番一 地先まで	前 後	一六・八〇メートルから 一七・三〇メートルまで 一六・八〇メートルから 一九・五〇メートルまで	四〇・六〇メートル 四〇・六〇メートル

千葉県告示第六百二十号

千葉県収入証紙規則(昭和三十三年千葉県規則第十二号)第六条の二第二項の規定により、次のとおり千葉県収入証紙売りさばき人を指定した。
平成二十二年八月二十四日

売りさばき人の名称	売りさばき人の所在地	売りさばきの場所	指定年月日
一般社団法人千葉 県計量協会	千葉市稲毛区作草 部一丁目一八番三 号	千葉市稲毛区作草部 一丁目一八番三号	平成二十二年八月 十八日

千葉県告示第六百二十一号

千葉県収入証紙規則(昭和三十三年千葉県規則第十二号)第七条第四項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。
平成二十二年八月二十四日

売りさばき人の名称	売りさばき人の所在地	売りさばきの場所	廃止年月日
千葉県計量協会	千葉市稲毛区作草 部一丁目一八番三 号	千葉市稲毛区作草 部一丁目一八番三 号	平成二十二年八月 一日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、平成二十二年八月二十四日から十二月二十四日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年八月二十四日から十二月二十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
平成二十二年八月二十四日
千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン銚子ショッピングセンター
 - 2 銚子市三崎町二丁目二、六〇九番四ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名等
イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平
千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一
 - 3 変更前の大規模小売店舗の名称
(仮称)イオン銚子ショッピングセンター
変更後の大規模小売店舗の名称
イオン銚子ショッピングセンター
 - 4 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平ほか
千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか
 - 5 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平ほか
千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか
 - 6 変更年
平成二十二年三月十六日
 - 7 変更年月日
平成二十二年七月三十日
 - 二 届出年月日
平成二十二年七月三十日
 - 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び銚子市産業観光部観光商工課
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のとおり君津市から意見を聴取した。
なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び君津市経済部経済振興課において、平成二十二年八月二十四日から九月二十四日まで縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ君津店

君津市中野四丁目一番一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社新昭和 代表取締役 松田芳彦

君津市東坂田四丁目三番三号

三 意見の概要

1 駐車場及び駐輪場の設置について、周辺道路への違法駐車のないように、充分な台数の確保を願いたい。
また、道路へ渋滞等が発生する場合は、交通整理員等の配備を願いたい。

2 騒音規制法、振動規制法及び君津市環境保全条例(騒音規制法等という。)に基づく特定施設を設置する場合は、騒音規制法等に規定する期日までに届け出ること。

3 事業活動により生じた廃棄物については、廃棄物の種類、性状ごとに法律または条例で定めるところにより、適正な処分を行うこと。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、市原市大桶土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
平成二十二年八月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事

市原市川在四八六番地二

新巻五〇九番地

川在二六〇番地

三二二番地

三八一番地の一

新巻九四八番地

四四番地

一、〇一四番地

大桶四七八番地

七二三番地

一八六番地

二六六番地

二 退任監事

市原市新巻五二番地

川在三九五番地一

大桶四五〇番地

五番地

四四番地

一、〇一四番地

川在二六〇番地

三二二番地

四八九番地

三八九番地

大桶五七番地の一一

八九〇番地の一

二二九番地

四七六番地

就任監事

市原市川在五六一番地の二

新巻九四八番地

大桶四七八番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、勝浦市土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
平成二十二年八月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事

勝浦市名木一一六番地

就任理事

勝浦市名木九五番地

勝浦市名木九五番地

都計画地区計画の縦覧

平成二十二年八月二十四日印西市の変更に係る印西都市計画地区計画印西牧の原北地区地区計画の關係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

江尻 豊

加藤 良雄

安藤 助幸

佐久間 満

丹羽 幸男

安藤 洋一

佐久間 冬樹

本吉 孝夫

本吉 昭夫

本吉 昭夫

本吉 昭夫

森野 高幸

篠原 東一

横山 修一

廣島 久喜

高石 嘉興

本吉 敏明

泉水 元内

花崎 壽美男

吉野 英昭

吉野 英昭

吉野 勇孝

吉野 勇孝

平成二十二年八月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第六百十五号に係る印西都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十二年八月二十四日印西市の変更に係る印西都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画新住宅市街地開発事業の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第六百十六号に係る印西都市計画新住宅市街地開発事業の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画公園の関係図書の縦覧

平成二十二年八月二十四日印西市の変更に係る印西都市計画公園の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

水道局 公告

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第十六条の二第一項の規定により、次の者を指定給水装置工事業者に指定した。

平成二十二年八月二十四日

千葉県水道局長 名輪 淑行

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地	指定年月日
第一六七号	株式会社 スリーテック	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	田村滋	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	平成二十二年七月二十八日
第一六七号	株式会社 田村設備	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	田村滋	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	平成二十二年七月二十八日
第一六七号	株式会社 有限会社 濱田屋商店	市原市国 分寺台中 央七丁目 一六番地	濱田國義	市原市国 分寺台中 央七丁目 一六番地	平成二十二年七月二十八日
第一六七号	株式会社 株式会社 鎌ヶ谷市 道野辺本 町二丁目 二五番二 一号	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	辻上眞二	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	平成二十二年七月二十八日
第一六七号	株式会社 株式会社 後藤龍彦	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	後藤龍彦	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	平成二十二年七月二十八日

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止
水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第二十五条の七の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があった。
平成二十二年八月二十四日

千葉県水道局長 名輪 淑行

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地	廃止年月日
第一六七号	株式会社 株式会社 希望	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	辻上眞二	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	平成二十二年七月二十八日
第一六七号	株式会社 株式会社 田村設備	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	田村滋	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	平成二十二年七月二十八日
第一六七号	株式会社 有限会社 濱田屋商店	市原市国 分寺台中 央七丁目 一六番地	濱田國義	市原市国 分寺台中 央七丁目 一六番地	平成二十二年七月二十八日
第一六七号	株式会社 株式会社 鎌ヶ谷市 道野辺本 町二丁目 二五番二 一号	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	辻上眞二	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	平成二十二年七月二十八日
第一六七号	株式会社 株式会社 後藤龍彦	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	後藤龍彦	千葉県中 中央区生実 町九六番 地三	平成二十二年七月二十八日

第四一九号
千葉ビル 代行株式会社
千葉市中 中央区 三丁目九 番一六号
鈴木貞一郎
千葉ビル 代行株式会社
千葉市中 中央区 三丁目九 番一六号
平成二十二年 六月三十日

購読料

月決め 一部 一箇月一、一〇〇円 (送料を含む。)
本号 一部 一四円

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一
定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

千 葉 県
〇四三 (二二三) 二一五二
〇四三 (二二三) 二六五八